新型 CA 規制 Q&A12 番の画期性

米満　啓

１．本稿の要旨

本稿で私は、2025 年 9 月 25 日に公表された通常兵器 CA 規制 Q&A12 番の真義を記したいと思います。

> ▼Q12:質問
> 該非判定書の記載に関して、輸出令別表第１の１６項（１）及び（２）を区別して記載する必要はあるのでしょうか。
> ▲A12:回答
> いいえ。
> 該非判定書の判定結果に関しては、従来どおり、輸出令別表第１の１６項に該当するか否かを記載することはそもそも必須ではなく、輸出令別表第１の１６項（１）又は（２）に該当するか否かも記載することも必須ではありません。このため、これらを区別して記載する必要もありません。他社に該非判定書を発行する場合においても同様です。HS コードの付番は輸出者において判断することが原則ですが、製造元が HS コードを付番していることもあるので、輸出者が製造元に HS コードを求めることも可能です。
> (https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda/qanda20.html)

この記事の背景は、2025 年 10 月 9 日改正施行の通常兵器 CA 規制において、《輸出令》別表第 1 の 16 項が細目(1)と(2)に分けられたことにあります。16 項(1)と(2)の分別は HS コードが基準になるので、企業で該非判定を担当する技術部門には不慣れで負担感が強く、この質問も「できれば勘弁してほしい」という思いから発せられたもの、と私は理解しています。

たしかに回答文の通り、輸出品の HS コードは輸出者の出荷部門で調べることが可能です。例えば「パソコンなら 8471.30 か 8471.49 だろ」という具合に進め　「ああ、省令 14 条の 2 には該当しないから 16 項(2)だな」と判断できるわけです。

実はこの 12 番に**「もっと深い含意」**があることにみなさんお気づきでしょうか？　**それは内蔵部品の扱い**です。

御存知の通り**我が国の制度では伝統的に、装置の輸出に当たり、装置そのものに加えて、内蔵部品も原則としてリスト規制該非を問われる建付け**になっています。実際には、所謂「10%ルール」（「部分品特例」と呼ぶ人もいる）の適用により多くの場合、内蔵部品はスペックの如何によらず 1～15 項非該当とされます。ところが 16 項(1)品については、価格比率 10%以下なら 16 項(1)非該当とするルールがありません。したがって**たとえ１個でもそのような部品が内蔵されていた場合、当該装置の輸出は、同時に 16 項(1)品の輸出とも見なされてしまう**のです。

すると**例えばパソコンを輸出する場合、パソコン自体は 16 項(2)品だが、同時に 16 項(1)品である内蔵集積回路の輸出ということ**になります。まるで「肉は切ってもよいが血を流してはならぬ」という感じですね。

この窮状を救ったのが、今回採り上げる Q&A12 番です。

但しそう言われてもピンと来ない方が多いでしょう。そもそも装置内蔵部品の問題は、今回の改正論議で全く意識されていなかったことですし、このQ&Aも文面上は明示的にそこに切り込んではいませんから。本稿により問題点が可視化し広く共有されることを期待しています。

本稿の構成を記します。

第２節で我が国輸出管理における「伝統的な建付け」を、１０％ルールも含めて述べます。どうしてこのやり方だとIC搭載装置がもれなく16項(1)品になってしまうかも併せて説明します。

第３節では、これに対しQ&A12番がどのように作用し問題を解決したのか、併せてその成果を誰の目にもわかるよう明確化するための方策も記します。

２　「伝統的な建付け」

冒頭に述べたように、我が国では伝統的に、**装置を「部品を入れる箱・容器」とする考え方**があります。この考え方だと装置の輸出は、同時に内蔵部品の輸出でもあるものとして扱われます。その結果、内蔵部品についても原則としてリスト規制該非が問われることになるわけです。

我が国以外で、この考え方をしている国は殆どないと思われます。少なくとも米国が採用していないことはほぼ確実です。(詳しくは附録参照)

「箱・容器」説を取るとどうなるでしょうか？　例えばガソリン車を構成する部品は３万点にものぼると言われています。(https://global.toyota/jp/kids/faq/parts/001.html)　車１台を輸出するたび部品３万点の該非判定を行う？　私は無茶な話だと思うし、また実際にそれが要求された事例を聞いたこともありません。

部品３万点の該非判定が要求されない理由が「１０％ルール」なのです。このルールは簡単に言うと、親貨物に内蔵されたリスト該当部分品について、項番ごとの価格合計が親貨物の10%以内ならば原則として規制外（非該当）とするものです。もし規制外（非該当）となるのであれば、敢えて個々の部分品について該非判定をする意味はなく、従ってそれらの該非判定は省略しても問題は生じない、という結論になります。根拠となる《輸出令運用通達》関係部分を引用します。

> **（７）輸出令別表第１の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 抜粋**
>
> ただし、輸出令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物であっても、他の貨物の部分をなしているもの（ただし、輸出令別表第１の８の項に掲げる貨物であって、貨物等省令第７条において「他の装置に内蔵されたもの」とされている場合を除く。）であって、当該他の貨物の主要な要素となっていない又は当該他の貨物と分離しがたいと判断されるものは、以下の場合を除き、輸出令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱う。(後略)

但し**内蔵の16項(1)部品は、このルールで救済されません。**このルールは「1～15項非該当と扱う」と定めているだけだからです。**16項(1)部品は「16項品（1～15項非該当）と扱う」のですから、依然として「16項(1)のまま」ということになる**わけです。

では**「10%ルール」に手を加えて「1～16 項(1)非該当と扱う」に変更したらどうでしょうか？実はそれも問題解決になりません**

例えば当事務所で使っているパソコンは、価格が約 21 万円、搭載 CPU は i7-13700 です。ネットで i7-13700 の市場価格を調べると５万円超でした。パソコンメーカーの仕入値はもう少し安いかもしれませんが、CPU だけで本体価格の 10%を超えるのはほぼ確実です。

低グレードの例えば Celeron 搭載モデルなら CPU 価格は１万円程度に抑えられるかもしれませんが、それ以外にメモリ IC も計算に入れる必要があります。一方このときのパソコン価格 10 万円前後と予想されますから、価格比率は 10%超の可能性が濃厚なのです。

仮に搭載 IC の価格が合計でパソコン本体の 10%以内におさまるとしても、それを主張するには詳細な調査に基づく計算が必要です。そしてパソコンがこのような状況である以上、他の機器の輸出でも「どうせ搭載 IC の価格比重は 10%以内だろ」と言い切るのは難しいでしょう。つまり「少なくとも搭載 IC については機器メーカーから詳細情報を入手せよ」となる懸念濃厚なのです。

３．この状況を Q&A12 番はどのように打開したか

12 番のメッセージは次の２つです。

ⅰ　**装置全体の HS コードにより 16 項(1)か否かの判断が可能**

ⅱ　**メーカーでなくても判断可能**

ⅰの意味するところは 16 項(1)・(2)分別に際し**考慮するのは、あくまでも装置全体の HS コード**ということです。**内蔵部品のコードは関係ない**と述べているわけです。

また**ⅱは、内蔵部品についての情報を持たない輸出者が判断可能だということですから、やはり内蔵部品は考慮不要**であることを意味します。

以上の説明で、Q&A12 番の持つ重要な含意を実感いただけたかと思います。とはいえ、ここに**もう１つ問題が残っています。**

それは、上記の「深い含意」をすべての人が容易に読み取れるとは限らないことです。（そもそも「問題」の存在に気づいていない人も多いと思います）　規制施行直後の今なら「パソコンの輸出ならパソコンとしての HS コードで 16 項(1)(2)分別すればよい」という常識を疑う人はいないでしょう。しかし**何年か経って関係者が入れ替わったとき、「いやいや、内蔵部品の HS コードもチェックしなきゃ駄目でしょ」と言い出す「非常識な人」が現れない保証はありません。**

そのような茶番を避けるためには、**Q&A12 番の含意を公式に明示的な形で文字に残す**ことが重要です。例えば次のような Q&A を作るのはどうでしょうか？

Q　輸出貨物が 16 項(1)・(2)のいずれかに分類されるかを判断する際、当該貨物に内蔵された部分品の 16 項(1)・(2)の分類を考慮する必要はあるでしょうか？ A　内蔵部品の 16 項(1)・(2)分類を考慮に入れる必要はありません。輸出貨物の 16 項(1)・(2)分類は、HS コードの付番によるもので、それは輸出者において判断することが原則だからです。

これはあくまでも試作品にすぎません。もっとよい文案がないか、みなさんもお考えいただければ幸いです。

＜附録＞　諸外国における内蔵部品の扱い

第２節で「装置は内蔵部品の容器」とする見方を**「少なくとも米国が採用していないことはほぼ確実」と述べた理由**を記します。

根拠はデミニミスルールです。御存知の通り、米国製の規制部品の内蔵比率がデミニミス値オーバーなら、装置全体として準米国品として EAR 対象にする、というルールです。

米国も「内蔵部品を考慮対象にしてるじゃないか」とおっしゃる方もあるでしょうが、あわててはいけません。**デミニミス値オーバーで EAR 対象となった場合の取扱いは、原則「装置としての ECCN」によるものと定められている**からです。

例えば、3A001 該当の IC を基準値を超えて搭載している標準的パソコンの場合は「4A994（一般的コンピュータの ECCN）品、又は 5A992（大量市販暗号品の ECCN）の輸出」と扱われます。4A994 品・5A992 品ですから、「テロ支援国」向けは米国許可が必要になりますが、普通の国（例えばインドやシンガポール）向けではリスト規制による許可不要です。

※参考の為、EAR の根拠条文を引用しておきます。

> **§736.2(b)(2)　General Prohibition Two—Reexport and export from abroad of foreign-made items incorporating more than a de minimis amount of controlled U.S. content (U.S. Content Reexports).**
>
> (i)　You may not, without a license or license exception, reexport or export from abroad foreign-made commodities that incorporate controlled U.S.-origin commodities, foreign-made commodities that are “bundled” with controlled U.S.-origin software, foreign-made software that is commingled with controlled U.S.-origin software, or foreign-made technology that is commingled with controlled U.S.-origin technology <u>if such items require a license according to any of the provisions in the EAR</u> and incorporate or are commingled with more than a de minimis amount of controlled U.S. content, as defined in § 734.4 of the EAR concerning the scope of the EAR.

ポイントは下線部。「such items が EAR 規定に則り要許可」であれば、とあります。ここでいう「such items」とは、内蔵の米国製部品ではなく装置全体を指します。先の例でいえばパソコンということです。

ちなみに、2017 年 1 月 19 日に開催された CISTEC の EAR 研修会では、
デミニミス値オーバーで EAR 対象となった組込品（日本製品）米国許可要否の判断につき
「組込品（日本製品目）の ECCN を確認」と解説しています。（テキスト P.116）

但し残念なことに、「装置の輸出は内蔵部品の輸出でない」とか「装置は内蔵部品の輸送用の箱ではない」などと明記した条文は EAR ニ存在しないようです。おそらくその理由は「あまりにも当然の常識」だからと思われます。「人が犬を噛んだ」ならニュースになりますが、その逆は記事になりませんから。

米国以外の諸外国（例えば欧州）は、まったく情報がありません。とはいえ、米国と同じように「装置を部品の容器と見ない」考え方をしている可能性が高い、と私は見ています。
その理由、ここは私の主観で２つ挙げます；

ⅰ　欧州諸国は米国と感覚が近いと思われる。
（コミュニケーションも日本よりは密かもしれない。
また「何でも細分化してチェック」は、日本人の民族的習性でもある。欧州諸国にそれはないのではないか？）

ⅱ　ルノーやベンツが、完成車輸出時に３万点（？）の内蔵部品を判定しているだろうか？
（「車は車」、「パソコンはパソコン」と扱っていそうな気がする）

以上はあくまでも私の仮説、とはいうものの蓋然性は高いと思います。

欧州（の数ケ国）を調査して、この仮説の真偽を明らかにしてくれる、ガッツある若者はいませんかねえ？

調査を行えば、おそらく私たち（あなたと私）の仮説を裏打ちする結果になるでしょう。それで論文が１本書けます。（もし仮説が反証された場合も同様ですけど）　学会で発表すれば、我が国の何十年来の輸出管理制度に大きな一石を投ずる可能性大です。守旧派のオジさんたちはビックリするでしょうが、産業界はあなたの行動力を讃えるに違いありません。

もっとも、この壮挙には２つの困難が伴うことを付け加えておかねばなりません。

１つは、文献調査では埒が明かないだろうことです。前述の如く、誰でも知っているような「当然の常識」は文字にされることが少ないのです。法令上に顕れることはまずないでしょうし、本や雑誌で取り上げられることも期待薄です。したがって調査は、主にインタビューの形で行われざるをえないでしょう。

第２は、インタビューを誰にどうやって行うかです。「誰でも知ってる」ことだからといって、通行人の声を片端から集めたのでは信頼性あるデータにはなりません。しかるべき人物を見つけて話を聞く必要があります。

作戦を実行すれば大きな戦果を得られる可能性が高い。問題はやるかやらないかだけでしょう。『坂の上の雲』風に言えば、「頼むから二百三高地を攻めてくれ」、と切望する次第です。